1. 会合名	社債の価格情報インフラの整備等に関するワーキング・グループ(第 28 回)(書面)
2. 日時	2020年5月1日(金)
3. 議案	(審議事項)
	1.「社債の取引情報の報告・発表制度」における発表対象銘柄に係る「A格への条件付
	き拡大案」について
	2.「社債の取引に関する報告要領」の一部改正について
4. 主な内容	(審議事項)
	1.「社債の取引情報の報告・発表制度」における発表対象銘柄に係る「A格への条件付
	き拡大案」について
	本ワーキングでは、「社債の取引情報の報告・発表制度」における発表対象銘柄につ
	いて、昨年11月7日の第27回会合以降も、一定の条件を付すことを前提に、A格相
	当の格付を取得している銘柄まで範囲を拡大する方向で継続して検討を行ってきたと
	ころである。
	今般、本年1月に本ワーキング委員に対して実施したアンケートの結果及び各社へのはアルングのは思知ない。 別流1のしなり 「A 按っの条件はおおよ客」な取り
	のヒアリングの結果等を踏まえ、別添1のとおり「A格への条件付き拡大案」を取り まとめ、本ワーキングの書面開催により審議した結果、全委員の賛成により了承され
	まとめ、本ソーキングの青面開催により番譲した結果、生安貝の質成により「承され たことから、必要な自主規制規則等の改正に係るパブリック・コメントの実施につい
	て、公社債分科会に付議することとされた。
	C、五正原力作去(C)1成)のこととで40/C。
	 2.「社債の取引に関する報告要領」の一部改正について
	日証協の会員が行う社債の取引情報の報告については、「『公社債の店頭売買の参考
	値等の発表及び売買値段に関する規則』に関する細則」第6条第2項の規定により、「社
	債の取引に関する報告要領」(ガイドライン)(以下「報告要領」という。)に基づいて
	行うこととされており、報告要領の3. (2)ニの注記において、報告対象から除外され
	る財投機関債の具体的な銘柄が例示されているところである。
	今般、制度開始から4年以上が経過し、当該注記の内容は市場関係者へ十分に浸透
	したと考えられること、及び、財務省が各年度に発表する「財投機関債の発行予定」
	の内容によっては、毎年、当該注記部分の見直しが必要となり、かえって市場関係者
	の混乱を招くおそれがあること等を踏まえ、別添3のとおり、当該注記部分の削除に
	係る報告要領の一部改正について本ワーキングの書面開催により審議した結果、全委
	員の賛成により了承されたことから、公社債分科会へ付議することとされた。
	以上
- 7 o hi	
5. その他	※本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関	公社債・金融商品部 (03-6665-6771)
する問い	
合わせ先	